

「天井クレーン定期自主検査者」養成のための安全教育の実施について

労働安全衛生法第45条では、天井クレーン(つり上げ荷重が0.5トン以上のもの)を使用する事業者には「1ヶ月以内ごと」及び「1年以内ごと」に定期的に自主検査を実施しその記録を保存するよう義務付けておりますが、特に「1年以内ごと」の自主検査(年次検査)は高度の知識と技能を要するため、検査者養成の安全教育を実施します。

また、上記の安全教育修了者が確実に定期自主検査を実施したことを示すために、ステッカーを貼ることを広く呼びかけております。つきましては、下記により標題の安全教育を実施しますので、この機会に天井クレーン定期自主検査(保守点検、整備)の社内検査者を養成することにより、安全意識の醸成と経費節減にもお役立て下さい。

記

1. 実施機関 (一社)日本クレーン協会長野支部教習センター

2. 実施日時及び場所

- ◆ 日時 令和8年11月12日(木) (締切日10月29日)
午前8:40 受付開始 午前9:00 開講 午後5:00 まで
- ◆ 場所 ポリテクセンター松本
松本市寿北7-17-1

3. 受講対象 天井クレーン自主検査を担当する者。18才以上の者。(今後、担当する者含む)

4. 受講料等

受講料	13,360 円
教材費	2,640 円
合計	16,000 円 (消費税抜き金額 14,546円 消費税10% 1,454円)

(日本クレーン協会長野支部会員様は、テキスト代を500円割引致します)

5. 受講申込

- 受講申込書
- 写真1枚貼付 (縦3cm 横2.4cm 正面・脱帽・上三分身・背景無地・6ヵ月以内)
写真うらに氏名を明記して下さい。
- 受講料、教材費

◆ 申込先

締切日までに、(一社)中野労働基準協会にお申込み下さい。

〒383-0013 中野市大字中野1863-1 Tel:0269-22-2255 Fax:0269-23-0729

申込書は郵送、受講料・テキスト代は振込でも受付けます。

(振込先：八十二長野銀行中野支店 普通預金 381906)

6. 定員 50名 (締切日前であっても定員になりしだい締切ります)

7. その他

- ① 申込受付後の取消は11月4日までとし、その後の取消及び当日欠席者には受講料は返金致しかねます。
- ② 筆記用具を持参してください。
- ③ 昼食は各人で用意して下さい。
- ④ 外国人の方は、氏名の確認のため、旅券または在留カードの写しを添付して下さい。
- ⑤ CPDSをご利用の方は、(一社)日本クレーン協会長野支部で受講証明を致しますので申込時にお申し出ください。
- ⑥ 旧姓等の併記をご希望の方は、戸籍謄本、住民票、自動車運転免許証(裏面に書替記録があるものは両面コピー)等の証明書を提出してください。